*ニュースレター*
**2026 年 11 月号**
**第 159 号**

# Legal Networks

ニュースレターバックナンバーはこちらから閲覧いただけます！

*社会保険労務士法人リーガルネットワークスが毎月発信するニュースレターです。*

編集担当：奥田
編集責任者：勝山

## カスハラ対策・求職者等へのセクハラ防止措置が義務化されました

今月のニュースレターでは改正労働施策総合推進法等の施行により事業主に防止措置を講じることが義務付けられた
カスタマーハラスメント対策、求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止措置について、ご案内いたします。

### ■ カスタマーハラスメント（カスハラ）対策

**カスハラとは？**

カスハラとは、職場において行われる顧客、取引先、施設の利用者その他の利害関係者（顧客等）の言動であって、業務の性質やその他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超え、その結果、従業員の就業環境が害されるものをいいます。

例えば、暴言や威圧的な言動、社会通念上不相当な要求、長時間の拘束などが該当する場合があります。

なお、顧客等からの苦情や要望が、すべてカスハラに該当するわけではありません。

- **事業主に求められる主な措置**
  - **方針の明確化・周知**： カスハラを許容しない方針や、発生時の対応方針を明確にし、従業員に周知する。
  - **相談体制の整備**： 相談窓口を設け、従業員が安心して相談・報告できる体制を整える。
  - **発生時の適切な対応**： 事実関係を迅速かつ正確に確認し、被害を受けた従業員への配慮、行為者への対応、再発防止に取り組む。
  - **具体的な対応方法・手順の整備**： 対応マニュアルや研修を整備し、必要に応じて複数名で対応する、対応を終了する、警察等に相談するなどの判断基準を設ける。

### ■ 求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止措置

採用活動等においても防止措置が必要です。

求職者等に対するセクシュアルハラスメントとは、求職活動等において、事業主が雇用する労働者による性的な言動により、求職者等の活動が阻害されることをいいます。

対象となる場面には、採用面接、会社説明会、インターンシップ、OB・OG 訪問などが含まれます。また、SNS やオンライン上のやり取りも対象となり得ます。

求職者等には、求人への応募者だけでなく、企業の採用に資する活動への参加者や、教育実習・看護実習などを受ける人も含まれます。

- **事業主に求められる主な措置**
  - **禁止方針の明確化・周知**： 求職者等に対するセクハラを禁止する方針と、違反者には厳正に対処する方針を定め、従業員に周知する。
  - **求職活動等に関するルールの整備**： 面談の場所・時間、実施体制、連絡手段などのルールを定め、従業員だけでなく求職者等にも周知する。
  - **相談体制の整備**： 求職者等がセクハラについて相談できる窓口を設け、相談先を案内する。
  - **発生時の適切な対応**： 事実関係を迅速かつ正確に確認し、被害者への配慮、行為者への対応、再発防止に取り組む。

今回の法改正で重要なのは、社内規程を整備するだけでなく、現場で実際に機能する仕組みをつくることです。
カスハラについては、従業員に過度な我慢を求める対応を見直し、会社として従業員を守る姿勢を明確にすることが重要です。
一方、求職者等へのセクハラについては、採用担当者だけでなく、面接担当者や OB・OG 訪問に対応する社員など、採用活動等に関わる従業員への周知・研修も欠かせません。

この機会に、自社の就業規則や対応マニュアル、相談窓口、採用活動の運用ルールなどを見直し、ハラスメントを防止する体制が整っているか確認しましょう。

※本記事は、2026 年 10 月 1 日施行の法令および関係指針の概要をまとめたものです。具体的な措置については、厚生労働省の公表資料等をご確認ください。

参考 URL：厚生労働省「令和８年 10 月１日から、カスタマーハラスメント対策、求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策が義務化されます！」
https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001662580.pdf

**◆10/1 施行開始の主な法改正情報**

- パートタイム・有期雇用のルール変更（同一労働同一賃金関連）
  - 雇い入れ時等の労働条件明示事項に「正社員との待遇差の内容や理由について説明を求めることができる旨」の追加が義務化
  - 同一労働同一賃金ガイドラインの改正による、家族手当・住宅手当・夏季冬季休暇等の不合理な待遇差に関する判断基準の明確化
- カスタマーハラスメント（カスハラ）対策の義務化
  - カスハラ防止のための相談体制整備や雇用管理上の措置の義務付け
- 求職者等に対するセクハラ防止措置の義務化
  - 求職者に対するセクハラ防止方針の明確化や相談窓口設置が義務化

**法改正情報に関するご不明点等がございましたら**
**お気軽にご相談ください！**

社会保険労務士法人
リーガルネットワークス
〒160−0022
東京都新宿区新宿1-34-13　第一貝塚ビル302号
TEL：
03−6709−8919